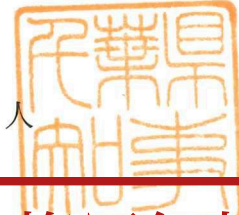


産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県市原市五井9093番地3
氏 名 みどり産業株式会社
代表取締役 津根 頼行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



複写無効

許可の年月日 令和4年9月22日

許可の有効年月日 令和9年8月20日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎、圧縮、減容固化、発酵及び切断による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

許可証別紙1のとおり

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙2、3、4、5、6及び7のとおり

3 許可の条件

- (1) 長柄工場においては、産業廃棄物の処理及び保管に当たっては、発酵施設、脱臭施設及び保管施設の維持管理を徹底するとともに、搬出及び搬入時以外は発酵施設及び保管施設の扉を閉めることにより、敷地境界における臭気指数14以下となるよう、悪臭の発散を防止すること。
- (2) 五井切断施設においては、切断施設又は破碎施設による産業廃棄物の中間処理は、午前7時から午後5時までの間とし、防音シートの常時設置並びに処理施設及び防音シートの維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成 9 年 8 月 9 日 新規許可

令和 4 年 6 月 24 日 変更届 (市原市の事業場 (五井切断施設) における保管施設の変更)

令和 4 年 7 月 8 日 変更届 (長柄町の事業場における保管施設及び地番の変更)

令和 4 年 9 月 22 日 更新許可

令和 5 年 1 月 10 日 変更届 (市原市の事業場 (五井工場) を追加)

令和 5 年 3 月 15 日 変更届 (市原市の事業場 (千葉工場) におけるピン・カン等処理ライン、
廃蛍光ランプ破碎施設の廃止、保管施設の変更)

令和 5 年 11 月 8 日 変更届 (市原市の事業場 (五井工場) における保管施設の変更)

令和 6 年 1 月 9 日 変更届 (市原市の事業場 (五井切断施設) における保管施設の変更、
地番の追加)

令和 6 年 6 月 12 日 変更届 (長柄町の事業場における保管施設の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙1

産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、(ハ) 繊維くず、
- (ニ) ゴムくず、(ホ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
- (ヘ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 破碎による中間処理に係るもの（廃蛍光ランプ）

- (ア) 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、(イ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、(ロ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- （これらのうち、廃蛍光ランプに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、(ハ) 繊維くず、(ニ) 金属くず
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ 減容固化による中間処理に係るもの

- 廃プラスチック類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

オ 発酵による中間処理に係るもの

- (ア) 汚泥、(イ) 木くず、(ロ) 動植物性残さ、(ハ) 動物のふん尿
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

カ 切断による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、(ハ) 繊維くず、(ニ) 金属くず
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕圧縮ライン	破砕施設 (施行令第7条第7号、 第8号の2) (平成22年4月16日、 第21-1-366号)	廃プラスチック類 44.2 t/日 (1.84 t/時×24時間) 紙くず 42.7 t/日 (1.78 t/時×24時間) 木くず 47.3 t/日 (1.97 t/時×24時間) 繊維くず 29.5 t/日 (1.23 t/時×24時間) ゴムくず 35.7 t/日 (1.48 t/時×24時間) 金属くず 38.9 t/日 (1.62 t/時×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 77.4 t/日 (3.22 t/時×24時間) (平成22年6月17日)	1	千葉県市原市 八幡海岸通 2388番32、 2388番36 (千葉工場)
	圧縮施設	廃プラスチック類 24.0 t/日 (1.00 t/時×24時間) 紙くず 9.6 t/日 (0.40 t/時×24時間) 木くず 9.6 t/日 (0.40 t/時×24時間) 繊維くず 4.8 t/日 (0.20 t/時×24時間) (平成22年6月17日)	1	
	破砕圧縮前廃棄物保管施設	170 m ² 387 m ³	1	
	破砕圧縮前廃棄物保管施設	21 m ² 34 m ³	1	
	破砕圧縮前廃棄物保管施設	13 m ² 16 m ³	1	
	破砕圧縮前廃棄物保管施設	36 m ² 144 m ³	1	
	破砕圧縮前廃棄物保管施設	72 m ² 94 m ³	1	
	金属くず保管施設	6.8 m ² 8.2 m ³	1	
	ゴムくず保管施設	0.25 m ² 0.29 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕 圧縮 ライン	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず保管施設	0.25 m ² 0.29 m ³	1	千葉県市原市 八幡海岸通 2388番32、 2388番36 (千葉工場)
	破砕後物保管施設	1.0 m ² 1.0 m ³	1	
	圧縮後物保管施設	120 m ² 300 m ³	1	
	圧縮後物保管施設	12 m ² 30 m ³	1	
	破砕後の金属くず保管施設	0.5 m ² 0.58 m ³	1	
	破砕後のゴムくず保管施設	0.25 m ² 0.29 m ³	1	
	破砕後のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず保管施設	0.25 m ² 0.29 m ³	1	
減容固化施設		廃プラスチック類 2.38 t/日 (0.298 t/時×8時間) (令和元年10月3日)	1	
前処理施設	破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (令和元年8月26日、 第2019-20-1-186号)	廃プラスチック類 2.38 t/日 (0.298 t/時×8時間) (令和元年10月3日)	1	
減容固化前廃棄物保管施設		91 m ² 275 m ³	1	
減容固化後物保管施設		18 m ² 45 m ³	1	
残さ物保管施設		4.5 m ² 4.5 m ³	1	
残さ物保管施設		32 m ² 32 m ³	1	
残さ物保管施設		1.5 m ² 1.6 m ³	1	
残さ物保管施設		78 m ² 156 m ³	1	
残さ物保管施設		72 m ² 72 m ³	1	
残さ物保管施設		51 m ² 51 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙4

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
発酵施設	汚泥、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿 18.0 t/日 (0.75 t/時×24時間) (平成14年4月8日)	1	千葉県長生郡 長柄町長柄山 1162番28、 1143番3 (長柄工場)
堆肥保管施設	96 m ² 168 m ³	1	
	28 m ² 34 m ³		
残さ物保管施設	12 m ² 8.3 m ³ (フレコンバッグ)	1	
切断施設	廃プラスチック類 9.0 t/日 (0.9 t/時×10時間) 紙くず 11.2 t/日 (1.12 t/時×10時間) 木くず 14.4 t/日 (1.44 t/時×10時間) 繊維くず 10.8 t/日 (1.08 t/時×10時間) 金属くず 18 t/日 (1.8 t/時×10時間) (令和3年6月7日)	1	千葉県市原市 五井9083番、 9084番 (五井切断施設)
破碎施設	ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず (コンクリートくずを除く) 4.8 t/日 (0.48 t/時×10時間) (令和3年6月7日)	1	
処理前物保管施設①	80 m ² 125 m ³	1	
処理後物保管施設② (廃プラスチック類、繊維くず)	13 m ² 25 m ³ (コンテナ)	1	
処理後物保管施設⑤ (紙くず)	1.8 m ² 2.0 m ³ (コンテナ)	1	
処理後物保管施設⑥ (ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず)	1.0 m ² 0.75 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙5

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理後物保管施設⑧ (木くず)	6.8 m ² 11 m ³ (コンテナ)	1	千葉県市原市 五井9083番、 9084番 (五井切断施設)
処理後物保管施設⑨ (金属くず)	6.8 m ² 8.2 m ³ (コンテナ)	1	
処理後物保管施設⑩ (廃プラスチック類、繊維くず)	13 m ² 16 m ³ (コンテナ)	1	
処理後物保管施設⑫ (廃プラスチック類、繊維くず)	24 m ² 28 m ³ (コンテナ、フレコンバッグ)	1	
残さ物保管施設③	12 m ² 20 m ³	1	
残さ物保管施設④	3.0 m ² 3.0 m ³	1	
残さ物保管施設⑦	7.2 m ² 14 m ³	1	
残さ物保管施設⑪	3.0 m ² 3.0 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙6

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
ビン・カン・ペットボトル等処理ライン	圧縮施設 (スチール缶)	金属くず 9.41 t/日 (0.941 t/時×10時間) (令和5年1月4日)	1	千葉県市原市 五井9070番 (五井工場)
	圧縮施設 (アルミ缶)	金属くず 3.29 t/日 (0.329 t/時×10時間) (令和5年1月4日)	1	
	圧縮施設 (ペットボトル)	廃プラスチック類 4.0 t/日 (0.4 t/時×10時間) (令和5年1月4日)	1	
	破碎施設 (ビン)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 5.0 t/日 (0.5 t/時×10時間) (令和5年1月4日)	3	
	処理前廃棄物保管施設①	49 m ² 73 m ³	1	
	圧縮後の金属くず保管施設③	6.8 m ² 8.2 m ³ (コンテナ)	1	
	圧縮後の金属くず保管施設⑨	25 m ² 62 m ³	1	
	圧縮後の廃プラスチック類 保管施設④	43 m ² 107 m ³	1	
	破碎後のガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず 保管施設⑤	19 m ² 24 m ³	3	
	残さ物保管施設⑦	6.8 m ² 8.2 m ³ (コンテナ)	1	
	残さ物保管施設⑧	24 m ² 24 m ³ (コンテナ)	1	

(以下余白)

許可証別紙7

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃蛍光灯破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (令和4年1月17日、 第2022-20-1-192号)	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 2.38 t/日 (0.238 t/時×10時間) (令和5年1月4日)	1	千葉県市原市 五井9070番 (五井工場)
廃蛍光灯保管施設②	16 m ² 32 m ³	1	
廃蛍光灯破砕後物保管施設⑥	12 m ² 24 m ³ (ドラム缶)	1	
廃蛍光灯破砕後物保管施設⑩	12 m ² 25 m ³ (ドラム缶)	1	
廃蛍光灯破砕後物保管施設⑪	12 m ² 24 m ³ (ドラム缶)	1	

(以下余白)

